

議案第146号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年（2016年）11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第1項ただし書中「規定によって」を「規定により」に、「宝塚市市税条例施行規則（昭和32年規則第9号）第14条の2第2号に規定する」を「市民税の課税免除者として規則で定める」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、「（この申告書を「簡易申告書」という。）」を削り、同条第4項及び第5項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第82条第1項中「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第87条第1項中「市たばこ税（以下）」の次に「この節において」を加える。

附則第9条の4第1項中「第3条第2項」を「第2条第5項」に改める。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第19条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46

号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条第3項中「第26条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、「、第35条の8第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第19条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項前段」に改め、同条を附則第19条の3とし、附則第19条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1） 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- （2） 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第

1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 5 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 7 第 1 項前段、第 3 5 条の 8、第 3 5 条の 9 第 1 項並びに附則第 6 条第 1 項、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 5 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 3 6 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 7 条第 1 0 項（同法第 1 1 条第 8 項及び第 1 5 条第 1 4 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 1 2 項（同法第 1 1 条第 9 項及び第 1 5 条第 1 5 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 1 6 項（同法第 1 1 条第 1 1 項及び第 1 5 条第 1 7 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 1 8 項（同法第 1 1 条第 1 2 項及び第 1 5 条第 1 8 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 4 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 1 9 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 9 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 2 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 3 5 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相

互除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（2） 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3） 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る

利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第19条の2の改正規定及び同条を附則第19条の3とし、附則第19条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第37条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第9条の4第1項及び第15条の改正規定並びに次項の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）附則第15条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第19条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。